

## 箕面市立市民ギャラリー指定管理者公募に対する質問・回答

令和5年5月31日		
No.	質問	回答
1	<p>・指定管理対象施設における光熱水費について 専用部分の光熱水費は子メーター等で管理されているか。</p>	<p>子メーターで管理します。</p>
2	<p>・指定管理対象施設における光熱水費について 共用部分の光熱水費の按分率ほどの程度か、 想定される金額があれば提示してもらえるのか。</p>	<p>共用部分の光熱水費は按分しません。 光熱水費は専用部分のみかかります。 消防設備などの共用設備の保守管理費については、設置台数に基づき按分する考えです。</p>
3	<p>・光熱水費以外に指定管理者が負担する面積 按分等での最低限の設備等の維持管理経費は どのように考えれば良いのか。</p>	<p>非常用発電機や防災設備、非常用照明設備について設置台数等に応じて按分する考えです。</p>
4	<p>・カフェテリアの使用については、別途契約 等をするのか。指定管理契約に含まれるのか。</p>	<p>カフェ運営も指定管理の範囲に含まれます。</p>
5	<p>・指定管理施設で発生した事業系廃棄物（ゴミ） の処分に関して ゴミ集積場はどこに設置しているのか</p>	<p>駅の集積所は用意がありますが、ギャラリー専用 のものはありません。 駅の集積所を利用する北大阪急行と協議をして いただき共用するか、別途契約して収集業者に 回収してもらうかのどちらかになります。</p>
6	<p>・指定管理施設で発生した事業系廃棄物（ゴミ） の処分に関して 処分料金については、どのような積算をされる のか。</p>	<p>市では処分料金の算出はしておりません。</p>
7	<p>・指定管理施設エリアにおける監視カメラ等の 設置は、どのように考えられているか。 （1）防犯設備としての監視カメラの設置予 定について教示願いたい。 （2）駅施設全体と監視カメラ等の防犯事業 者に相乗りすることは可能か。可能な場合の 指定管理者の負担はどの程度か。</p>	<p>（1）指定管理施設エリア内に監視カメラを 計5台設置予定です。施設入り口等主要な場 所が撮影できる位置に配置を検討していま す。 常時モニタ形式ではなく、SDカード等による 録画形式です。 （2）上記のとおり録画形式のため、防犯事 業者等に相乗りすることはできません。</p>

令和5年5月31日

No.	質問	回答
8	カフェスペースについて ・引き渡し状態は？（スケルトン？） ・転貸しは可能ですか？	・引き渡しは資料編で列挙した設備概要を設置し、店舗内装済みの状態での引き渡しです。 ・指定管理者が別事業者などに運営を行わせることは可能です。一時利用などを指定管理者が許可する場合には、条例第19条にあるとおりその利用者は転貸しできません。
9	ギャラリーについて ① ギャラリー内で使用する備品で準備いただけるものはありますか？ ② 閉館後の施錠の状況は？警備体制はどうなりますか？ ③ 引き渡されるギャラリーの状態はどうなりますか？ オープン空間か閉鎖空間？ ④ 物販は可能ですか？	①現在購入備品を選定しており、展示用パネル、作品台など展示に必要な備品は市で準備する予定です。 ②閉館後はギャラリー及び事務所前廊下は施錠します。階段とエスカレーターの間への入り口にはシャッター等は設置しないため、移動式パネルやチェーンなどで閉鎖してもらいます。 ③内装済みの状態で、ピクチャーレール、ダクトレール、ダウンライト、スポットライトは設置した状態での引き渡しとなります。ギャラリーA・Bとも鍵付き折り戸で閉鎖し、展示会使用時には全開にすることが可能です。 ④可能です。
10	地下2階と地下3階の中でエスカレーターやエレベータ、通路などは管理対象ではないと思われませんが、その他どこまでが管理（警備や清掃など）対象となりますか・業務に伴う追加設備、人感センサーや防犯カメラ等の設置は可能ですか？	管理の範囲は、募集要項の「2. 施設の概要」に記載の範囲となります。追加設備等については、指定管理者の負担で設置は可能です。